

■「多治見市高齢者保健福祉計画2018」の施策

基本方針1：地域包括ケアシステムの強化

推進施策	施策	取組み
1-1 地域包括支援センターの運営	1) 総合相談支援業務の実施	①総合相談窓口の周知します。
		②相談者の相談内容を把握し、適正に対応します。
		③関係機関・関係団体と連携し、適切な支援に繋がります。
		④身近な地域に相談場所を配置するとともに訪問相談にも対応します。
	2) 権利擁護業務の実施	①成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用を支援します。
		②関係者間で困難事例の情報交換を行い、専門的な支援に繋がります。
		③消費者被害防止に関する啓発を行います。
		④高齢者の虐待防止に向けた事業を実施します。
	3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	①介護支援専門員と関係機関など関係機関との連携を支援します。
		②介護支援専門員との支援困難事例への対応について連携を図ります。
		③介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援します。
		④介護支援専門員の実践力の向上を支援します。
		⑤介護支援専門員からの個別相談に対応します。
	4) 介護予防ケアマネジメント業務の実施	①高齢者の心身の状況と支援体制を把握し、適切なケアマネジメントにつなげます。
		②保健・医療・福祉との連携を図り、介護予防体制を構築します。
	1-2 生活支援・介護予防サービスの充実	1) 生活支援サービスの整備
②多様な主体に対して生活支援サービスの協力者を募ります。		
③生活支援サービス等に係る協議体の設置準備委員会を開催します。		
2) 生活支援の担い手の発掘・育成		①既存の生活支援サービスの実施状況を把握し、活用について情報提供を行います。
		②生活支援サービス研修会を開催します。
		③悠光クラブ、シルバー人材センターなどの既存団体・組織と連携し、担い手の確保・育成します。
		④介護予防ボランティアを広く市民に募集します。
		⑤生活支援の担い手によるサービスネットワーク会議を開催します。
3) 介護予防・重度化防止の推進		①介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。
		②健康づくり推進員などによる体操教室開催など、健康づくりの機会を提供します。
		③虚弱体質(フレイル)予防教室を開催します。
		④栄養・口腔機能低下の予防に関する情報を提供します。
		⑤健康診査の受診を促進します。
4) 協議体の設置		①第一層協議体(市全域)における情報共有や連携強化を図ります。
		②第二層協議会(対象：生活圏域)の設置します。
5) 生活支援コーディネーターの設置		①第一層協議体(市全域)生活支援コーディネーターが地域における支え合い体制づくりを推進します。
		②日常生活圏域で福祉人材を見出し、第二層生活支援コーディネーターとして配置します。

基本方針1：地域包括ケアシステムの強化

推進施策	施策	取組み
1-3 地域ケア会議の推進・活用	1) 地域支援ネットワークの構築	①地域ケア会議を開催し、関係機関の情報の共有化を図ります。 ②地域ケア会議において、地域づくりに対する意識啓発を図ります。 ③地域ケア会議を通じ、地域づくりの関係者同士の連携強化を図ります。
	2) 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援	①サービス提供の最適な手法の蓄積し、ケアマネジメント支援を行います。 ②地域ケア会議に参加し、関係職種との連携を促進します。 ③ケアプラン作成研修会の開催を支援します。 ④個別ケースについて、多職種の専門職や地域関係者との支援体制を見直します。 ⑤在宅医療・介護連携に関する研修会の開催を支援します。
	3) 地域課題の把握	①地域ケア会議において地域で住み続けるための障壁(課題)を整理します。 ②課題の解決に向け、地域ケア会議において対応策を立案します。
1-4 地域で住み続けられる環境整備	1) 徒歩圏で必要な生活行為が整うための支援	①まちづくり施策と連携し、介護事業所などの生活サービス施設の維持を図ります。 ②生活サービス施設が集積する中心市街地などへのまちなか居住を促進します。 ③通信手段による物品購入などの多様なサービスの普及を図ります。
	2) 身近な地域で健康維持できる体制づくり	①サロン等における健康教室の開催を支援します。 ②一般介護予防事業やサロンへの運動指導士等の派遣事業の実施します。 ③たじみ健康ハッピープランに基づく食生活・運動・喫煙対策の取組みを実施します。
	3) 移動手段の確保・移動支援	①路線バス上限運賃割引制度(200円バス)による郊外地域の移動手段を確保します。 ②コミュニティバス運営により中心市街地における移動手段を確保します。 ③地域あいのりタクシー運行支援補助制度により、地域主体の移動手段の確保を支援します。
	4) サービス付き高齢者住宅の適正な配置	①サービス付き高齢者向け住宅の立地指導により適正は配置に誘導します。 ②サービス付高齢者向け住宅に関して市民に広く情報提供を行います。
1-5 介護者に対する支援体制強化	1) 家族介護者の介護離職防止とレスパイトケアの実施	①介護事業所と連携した家族介護者の研修会を開催します。 ②介護者の集いの場やリフレッシュ教室を開催します。 ③医療依存度の高い高齢者の在宅介護の現状を把握し、支援体制を構築します。
	2) 介護に関する相談機能の強化	①公民館等の身近な場所で在宅介護に関する相談会を開催します。 ②地域密着サービス事業所等による家族介護研修や介護相談会を開催します。
	3) 家族(親族)支援を得られやすい環境整備	①要介護状態になる前の高齢者に対し、家族や親族による家族支援の重要性に対する意識向上を図ります。 ②成年後見制度の利用を促進します。 ③遠隔地でも安否確認が可能な機器など、新たな安否確認方法の導入・効果検証をします。

基本方針2:介護保険サービスの充実と適正化

推進施策	施策	取組み	
2-1 介護保険サービスの提供	1) 居宅サービス	①訪問介護 サービス見込み量	⑨短期入所療養介護 サービス見込み量
		②訪問入植介護 サービス見込み量	⑩特定施入居者生活介護 サービス見込み量
		③訪問看護 サービス見込み量	⑪福祉用具貸与 サービス見込み量
		④訪問リハビリテーション サービス見込み量	⑫特定福祉用具販売 サービス見込み量
		⑤居宅療養管理指導 サービス見込み量	⑬住宅改修 サービス見込み量
		⑥通所介護 サービス見込み量	⑭居宅介護支店・介護予防居宅介護支援(ケアマネジメント) サービス見込み量
		⑦通所リハビリテーション サービス見込み量	
		⑧短期入所生活介護 サービス見込み量	
	2) 施設サービス	①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) サービス見込み量	
		②介護老人保健施設 サービス見込み量	
		③介護療養型医療施設 サービス見込み量	
		④介護医療院 サービス見込み量	
	3) 地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 サービス見込み量	
		②認知症対応型通所介護 サービス見込み量	
		③小規模多機能型居宅介護 サービス見込み量	
		④認知症対応型共同生活介護 サービス見込み量	
		⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 サービス見込み量	
		⑥地域密着型通所介護 サービス見込み量	
	4) 介護予防・日常生活支援総合事業	①介護予防・生活支援サービス事業 サービス見込み量	
		②一般介護予防事業 サービス見込み量	
	5) 包括的支援事業	①包括的支援事業サービス見込み量	
	6) 情報提供・相談対応	①介護保険サービス事業所一覧を作成・公表し、随時更新を行います。	
		②事業所訪問により確認したサービス内容などを利用者に情報提供します。	
		③介護保険調整委員会委員、地域包括支援センターの相談窓口について周知します。	
④介護保険サービス事業所の相談窓口について情報提供します。			

基本方針2:介護保険サービスの充実と適正化

2-2 介護保険事業の適正な運営	1)ケアプラン点検による介護給付の適正	①認定調査状況の確認を行います。
		②ケアプランの適正な点検を行います。
		③住宅改修等の調査点検を行います。
		④医療情報との突合・縦覧点検を行います。
	2)保険者機能の強化	①自立支援・重度化防止の取組みを実施します。
		②ケアマネジャーの支援を行います。
		③保険者の業務効率化を図ります。
		④地域包括支援センターの適正な事業評価を行います。
	3)事業者への指導	①居宅サービス事業者の指導・監査を実施します。
		②施設サービス事業者の指導・監査を実施します。
		③地域密着型サービス事業者の指導・監査を実施します。
	4)事故防止と事故対応	①事故報告書を活用した事故検証を行います。
②事故報告に関する再発防止情報を発信します。		
2-3 介護人財の確保・育成と技術向上	1)介護従事者の働く環境の向上	①介護従事者の技術力向上のための支援を行います。
		②介護ロボット等の導入支援や、利用体験研修会によりICT活用への対応を進めます。
		③介護職経験者の復帰を支援するための研修会を開催します。
		④資格取得に関する研修会への参加を支援します。
		⑤介護人材確保対策事業(県事業)の案内・周知を行います。
	2)事業者間連携と多職種連携	①事業者連絡会議の開催を支援します。
		②地域ケア会議の開催を支援し、事業者間連携と多職種連携を進めます。
	3)介護現場の魅力発信	①介護事業所の紹介パンフレットを作成・配布します。
		②外国人介護人材の受入れ拡大を支援します。
		③介護事業所による小中学生を対象とした介護職の魅力を伝える出張講座の実施を支援します。
	4)ライフサポーター(生活支援員)制度の実施	①ライフサポーター(生活支援員)育成講座を開催します。
		②ライフサポーター(生活支援員)について、広く市民に周知します。

基本方針3:在宅医療・介護連携の推進 【参考4】

推進施策	施策	取組み
3-1 現状の把握と課題の抽出	1) 医療・介護の資源の整理	①地域の医療・介護資源の継続的な把握を行います。 ②把握した地域資源に基づき、介護事業所一覧を更新・情報提供します。
	2) 課題の抽出と対応策の整理	①地域資源の情報を踏まえて在宅医療・介護連携の課題を抽出します。 ②在宅医療・介護連携推進会議において課題の検討・共有化を図ります。
3-2 在宅医療・介護の連携強化	1) 医療と介護の切れ目ない提供体制の強化	①「介護⇒医療情報連携シート(入院用)」を用いて情報連携を行います。 ②「医師・ケアマネジャー連携シート(FAX専用)」を用いて情報連携を行います。 ③「多治見市在宅歯科医療連携室」を運営します。 ④実施事業について、目標設定・評価を行い、継続的な事業の改善に取り組めます。
	2) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	①医療介護連携相談の窓口を新設・運営します。 ②相談窓口を通じ、在宅医療・介護連携に関する関係者からの相談に対応します。 ③地域包括支援センターやケアマネジャーなどとの連携強化を支援します。
	3) 関係市町との連携	①広域的な取組みを要する課題について整理します。 ②広域的な連携が必要な事項について、関係団体と協議する場を確保します。
3-3 普及啓発と研修の実施	1) 在宅医療・介護関係者への研修の実施	①関係団体が開催する既存の研修会について、情報収集・活用します。 ②関係者の連携実現に向けた研修会を開催します。
	2) 市民への普及啓発	①身近な地域において在宅医療・介護連携への理解向上のための説明会を開催し、介護に関する説明会を開催します。 ②地域の実状に応じた意識啓発手法を検討・開発を行います。

基本方針4: 認知症施策の推進

推進施策	施策	取組み
4-1 認知症に対する理解と啓発	1) 認知症サポーター養成講座の継続	①市民を対象とした「認知症サポーター養成講座」を継続的に実施します。
		②中高生を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施します。
		③認知症サポーターのフォローアップ研修や交流会を開催するとともに、地域での活動支援を行います。
	2) 認知症理解に関する取り組みの実施	①市民を対象として認知症理解に関する研修会を開催します。
		②おとどけセミナーや地域包括支援センターなどにより、身近な地域において認知症予防講座を開催します。
		③「認知症ケアパス」の活用を推進します。
		④地域活動による取組みの効果検証を行い、他地域への展開を図ります。
		⑤行方不明高齢者捜索模擬訓練等を実施します。
4-2 認知症相談窓口の充実	1) 認知症相談窓口の周知	①相談窓口となる認知症地域支援推進員の周知と利用促進を行います。
	2) 成年後見制度の利用促進	①東濃成年後見センターによる成年後見制度の利用促進・実施支援を行います。 ②親族申立について、認知症相談窓口にて実施支援を行います。
4-3 認知症高齢者等とその家族を支える支援	1) 認知症初期集中支援チームの発足	①認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置します。
		②認知症初期集中支援チームについて、その役割を広く市民に周知します。
		③認知症初期集中支援チーム員の研修会に対して、参加支援を行います。
		④認知症初期集中支援チームの継続的活動に向け、多職種連携を推進します。
	2) グループホーム等との連携	①事業所との定期的な意見交換会を開催します。
		②事業所の特性を活かした地域貢献活動の実施を促進します。
	3) 認知症カフェの開催	①認知症カフェ(さんあいカフェ)を開催します。
		②身近な場所における認知症カフェの開設・運営を支援します。
		③市民に対して認知症カフェの普及活動を実施します。
	4) 家族介護者の支援	①徘徊など周辺症状に対する地域の支援体制を構築します。
		②上手なサービス活用方法を提案し、家族介護者の負担の軽減を図ります。

基本方針5:生きがいのある生活の支援

推進施策	施策	取組み
5-1 役割を持てる生活への支援	1) 地域の健康増進・介護予防活動の支援	①身近な地域において健康教室や介護予防教室を開催します。
		②地区担当の保健師などにより、地域の健康づくりを推進します。
		③地域の高齢者が自主的に集い、開催する健康増進・介護予防活動を支援します。
	2) 高齢者の就労支援	①多治見市シルバー人材センターの事業活動を支援します。
		②生活支援サービスの担い手に関する周知・案内を行います。
		③高齢者の就労のマッチング支援を行います。
	3) 高齢者の集いの場への支援	①ひまわりサロン活動の活動費などを助成します。
		②ひまわりサロンへの柔道整復師や運動指導士などの派遣を支援します。
		③ひまわりサロン活動に必要な備品整備などを順次進めます。
		④郊外地域における空き家を活用した身近な集いの場づくりの活動を支援します。
	4) 高齢者生活支援サービスの提供	①集会所におけるトイレ改修、手すり・スロープ設置工事の費用を補助します。
		②生活管理指導短期宿泊事業を実施します。
③寝たきり高齢者等の介護用品購入助成事業を実施します。		
④1人暮らしの高齢者に対して緊急通報装置の貸与します。		
⑤救急医療情報キットを1人暮らしの高齢者等に配布及び活用方法を周知します。		
⑥高齢者支援サービスに関する情報を提供します。		
5-2 地域の支え合い活動の支援	1) 民生委員・児童委員の活動支援	①民生委員・児童委員や福祉委員からの情報を適切な関係機関につなげ、高齢者を支援します。
		②高齢者の情報共有による見守り活動を推進します。
		③「たじみ見守りかわら版」の配布を通じて、権利擁護等の啓発を行います。
	2) 地域力向上推進会議の支援	①地域力向上推進会議の開催を支援します。
		②「根本校区地域力向上推進会議」の活動を支援します。
		③「笠原未来プロジェクト」の活動を支援します。
	3) ボランティア団体等への支援	①地域福祉協議会等の活動を支援し、地域における福祉活動の活性化を図ります。
		②高齢者の生活を便利にし、支援する企業活動の情報を収集します。
	4) 地域の見守り支援	①高齢者見守りネットワーク協力機関との連携により見守り活動を実施します。
		②情報共有化のため、市により定期的な連絡会議を開催します。
		③民生委員・児童委員との連携による見守り活動を実施します。
		④「孤立死ゼロ・虐待死ゼロのまち協力隊」の活動を推進します。
⑤実状に即した緊急通報システムの見直しを行います。		

5-3 高齢者の社会参加の促進	1) 高齢者による地域貢献への取り組み	① 高齢者が社会参加しやすい環境づくりを行います。
		② 高齢者が役割を持つ意義について家庭・地域に対して意識啓発を行います。
		③ 介護人財育成事業を実施します。
		④ おとどけセミナーの開催を通じ、高齢者の社会参加意欲の向上を図ります。
		⑤ 新65歳を対象とした福祉制度・介護保険制度説明会を開催します。
	2) 高齢者の活動支援	① 多治見市悠光クラブ連合会などの活動費の助成を行います
		② 多治見市悠光クラブ連合会などの文化・スポーツ活動・交通安全活動などを支援します。
	3) 地域共生社会の実現	① 地域共生社会の実現に向けた「縦割り」サービスから「丸ごと」サービスへの転換につながる支援を行います。
		② 高齢者福祉と障がい者福祉の連携体制を構築します。
		③ 地域包括支援センターにおける児童福祉相談窓口と連携を図ります。
		④ 地域福祉計画見直しにあたり、関連施策を位置づけます。